

平成28年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成28年3月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成28年3月14日 9時30分			議長	坂口久信
	散会	平成28年3月14日 13時49分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名 欠員0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	待 永 るい子	出	7番	平古場 公 子	出
	2番	竹 下 泰 信	出	8番	川 下 武 則	出
	3番	田 川 浩	出	9番	久 保 繁 幸	出
	4番	坂 口 久 信	出	10番	末 次 利 男	出
	5番	江 口 孝 二	出	11番	下 平 力 人	出
	6番	所 賀 廣	出			
会議録署名議員	1番	待永 るい子	2番	竹下 泰信	3番	田川 浩
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	岩 島 正 昭	環境水道課長	藤 木 修		
	副 町 長	永 淵 孝 幸	農林水産課長	永 石 弘之伸		
	教 育 長	松 尾 雅 晴	税 務 課 長	大 串 君 義		
	総 務 課 長	川 崎 義 秋	建 設 課 長	土 井 秀 文		
	企画商工課長	田 中 久 秋	会 計 管 理 者	高 田 由 夫		
	財 政 課 長	西 村 正 史	学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	野 口 士 郎		
	町民福祉課長	松 本 太	太良病院事務長	井 田 光 寛		
健康増進課長	小 竹 善 光					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成28年3月14日（月）議事日程

開 議（午前9時30分）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第2号 | 太良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 太良町過疎地域自立促進計画の策定について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 喰場辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託に係る協議について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成27年度太良町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第19 | 議案第19号 | 平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第20 | 議案第20号 | 平成27年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について |

日程第21 議案第21号 平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

日程第22 議案第22号 平成27年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第23 議案第23号 平成27年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

よかですか。

○10番（末次利男君）

この件につきましては、全協で御説明がありましたんですけれども、このふるさと応援基金が思う以上に集まったということの補正ということで、理解をしているわけなんですけれども。返品につきましては、担当から説明を受けております。黒酢ミカンとか、あるいはハムとか、あるいはイチゴとか、いろいろ特産品がリクエストされているというふうな話なんですけれども。

ことしの全国1位は、都城という話なんですけれども、それと佐賀県でも、上峰というですか、上位にランクされておりますが、その中身を見ても佐賀牛が大きく、宮崎は佐賀牛じゃございません、宮崎牛なんですけれども、牛肉が非常に重宝がられているといたしますか、その辺によってふるさと納税をされているというふうな話を聞きますけれども。

太良町では、牛肉の返品を出した例というのはありますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

佐賀牛を返品として出た件数ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

佐賀牛につきましては、2業者さんからの提案で返品として出しておりますけれども、佐賀牛ということで価格帯もちよっと高くなるもので、件数的には多くはないんですけれども、金額は出ております。1事業者で457件で1,000万円ほどの謝礼をお支払いをしていると

ころです。もう一事業者さんについては、730万円程度のお返しの返品ということ、514件ほどのお返しの品として佐賀牛を選定をされている状況です。

以上です。

○10番（末次利男君）

2つの業者が、1,000万円と730万円ということで返戻をされたということですが、これちなみに、この倍額が寄附金になりますよね。

実は、新年度にも提案をされておりましたように、来年は1.5億円というような話ですが、非常にこの自主財源の少ない町にとっては大きな財源というふうに考えますし、非常に上峰町あたりも一気に上がって、19億円というような数字が出ておりますけれども、この昨年の1位でありました、長崎県の平戸市が13億円から26億円と一気に13億円、倍額です、応援金、ふるさと納税を集めたということも情報に載っておりますが。

今回、大きなあがんとはもちろん特産品ですが、大きく全国的に見てみますとやっぱりこの牛肉が非常に納税額の上位を占めてるというお話もありますので、今後太良町も、やっぱり佐賀県では和牛改良組合の第1号でもありますし、非常に佐賀県の畜産界をリードした町でもありますので、この辺に大きく力を入れていただければ、もっともこの納税額が集まるんじゃないかというふうな思いをいたしましたので、御質問をいたしました。よろしく願いしときます。

○議長（坂口久信君）

よかですか、質問、答弁は。

ほかに。

○8番（川下武則君）

同じ質問であれですけど、今後充実するお返しの品としては、もう長くしないで新年度に入るわけですけど、してもらえばずっと返品していくわけですけど、どういうことを考えていらっしゃいますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

先日の一般質問の折にもお答えをしておりますけれども、今、うちの寄附の価格帯が5,000円、1万円、3万円、5万円、10万円といった形になっておりますけれども、より協力事業者が出品をしやすいような価格帯の、2万円寄附の1万円のお返しというところの価格帯を新年度につきましては、新たに設定したいというふうに、今、検討をしているところです。

それと、またリピーターをというふうなことで一般質問でもあっておりましたけれども、現在は町長直筆でお礼状を、寄附をされた方には出しておりますけれども、どうしても冬場は忙しくなって、もうそっちの処理に追われるということで、夏場は若干、まだ1年通して

行っておりませんので、夏場どういった状況になるかわかりませんが、冬場ほどでもないというふうに考えておりますので、昨年寄附をいただいた方には、暑中見舞いでも出して、またことしもよろしくお願ひしますといった形でやってみようかというふうな検討をしているところです。

以上です。

○8番（川下武則君）

正直、贈答品、お返しをするとはよかばってですよ。まずは、執行部あたりでお返しの品を食べてみたりとか、賞味を試してみたりとか、そういうふうにして、もらった人が、この商品で喜ぶだろうかとか、そういう考え方と申しますか、多分今までお返しの品を食べたことがありますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

協力事業者さんのほうから、出品物、全てではないんですけども、いただいたりもしておりますので、課内とか上層部等にもお配りして、一応しております。それと、事業所から提案のあった品物全て受け入れるということではなくて、提案があった部分については、選定委員会で協議をして、これは大丈夫だろうといった形で選定をしているところでございます。

以上です。

○8番（川下武則君）

ぜひ、町長も含めて、町のトップですから、選定委員会の中で、そういうのを1回食べて、自分でこれはお礼の品に相当するとか、これはもうちょっと、これよりもこっちのほうがよかっちなかとか、そういうのを試して、もしよければ、太良町議会も代表して、江口副議長なんかも口が肥えとっですもんね、江口副議長なんかを入れてもらえば、よりいいかなと思うんですけど。そこら辺も、こう考えてみてくれませんか。

○議長（坂口久信君）

川下君、名前は出さないようにお願いします。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

あくまでも事業所への支援という目的でこの事業をしておりますので、事業所さんがよりよい魅力のある商品を出していただけるようにうちのほうからお願いをしておりますので、その出品された分を何人前ちょっと持ってきてくださいとかというとはなかなか言えないところもございまして、そういった会を設けるといふものでは、厚意で持ってきていただいた分については、皆さんで試食会というふうなものはできますけれども、全ての商品をそういう形ですというものは、今現在は考えておりません。

○町長（岩島正昭君）

お答えいたします。

上峰町さんも、末次議員さんの質問のとおり、トップで、断トツで今上がっておりますけど、うちの場合はできるだけ町内の産品を基準で、今、お礼の品をやっているんです。上峰町さんはもう町外、またがっているいろんな県内いっぱい品物をお返しするというふうなことをやってらっしゃいますから、もう地場の産品というのは余りないんですよ。私らは、もうできるだけ町内の産品をすると、あくまで町の特産品のPRという形でやっておりますけど。将来的には、そういうふうなことをやる時期が来るとは思いますけど、できるだけ今の状態でやるのが1点。

あと、もう一点は、件数の割にはふるさと納税が上がってないというのは、大体1万円から大口で3万円ぐらいです。よそ様になると、50万円、100万円といったらぼんぼん大口がきておりますから、そこら辺で、牛肉とか何とかセットで、フルセットで、ロースとか何とか、こういうふうな返戻でやってらっしゃるんじゃないかと察します。

うちの場合は、できるだけ、そういうふうなセットを何か工夫をして、例えばミカンならばミカンだけでなくして、オレンジジュースとか、ゼリーとか、箱で、ああいうふうなセットで事業者の方をお願いをして、これはよかなちゅうなようなことを、もう少し手入れをして、そういうふうな販売も、お返しの品も研究する時期が来てるんじゃないかなど。単なる品物を送るんでなくして。そういうことで28年度については、もう研究をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第2号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第2号 太良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

行政不服審査法、これは28年4月1日から改正されるということで、現行は提出資料等の閲覧しかできないところが、写し等の交付が求められることができるようになったということだと思いますけど。今回、行政不服審査法関連の条文整理ですとか、いろいろ出とりますので、頭のほうでこの行政不服審査法の改正された点等を聞いてみたいと思います。

この法は、昭和37年に制定されてから約50何年ぶりに改正されたと聞いております。公正性の向上、使いやすさの向上、また国民の救済手段の充実、拡大の観点から改正された。行政不服審査制度とは、私たちが課税や追徴課税、また許認可、運転免許の停止、生活保護認定などに納得できないとき、そういったものに納得できないとき対処するための制度でありまして、違法または不当な行政処分があった場合、国民に不利益が生じないように、国民みずから取り消しを求める手続を定めた制度だと思っております。似たような、もちろん裁判とか、そういうこともありますけれど、裁判制度よりは簡単で、そして迅速な制度として制定されたと聞いておりますけれど。

今回、改正のポイントとしましては、1番目が不服申し立ての種類の一元化、2番目が審理委員による審理手続の導入、3番目が行政不服審査会等への諮問手続の導入ということがあると思います。この行政不服審査なんですけれど、これは全国の町村における不服申し立てが余り多くないということで、ちょっと古い資料なんですけれど、平成23年の町村数、町村の場合ですけれど、町村が940です、支所は除きます、940に対して不服申し立て件数が261件だったと。4分の1ぐらいの件数しかなかったと。また、全然、今まで不服申し立てがないというところも結構あると聞いております。

それで、1番目ですけれど、本町においてこの行政不服申し立てという、申し立てはどういったケースが考えられるか。典型的な例でいいですから、どういった申し立てが考えられるか。それと、本町での、直近、一番近くあった行政不服申し立てはいつで、どういった内容であったか。この2点をひとつ、1点目教えていただけますでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

直近のと言われましたけど、私の知る範囲では行政不服申し立てはあっていないと思っております。それと、どういったケースかと言われますと、個人情報とか情報開示に対する処分の決定に対する不服申し立てで先ほど言われました、生活保護とか、あるいはいろいろな町のほうから、たくさんあると思いますので、とりあえず町のいろいろな行政処分に対する不服申し立てといったことで、ケース的にはもういろいろたくさんあると思います。

○3番（田川 浩君）

担当課長が記憶している分には、今までなかったということでございますね。わかりまし

た。

それで、2点目なんですけれど、今回の、過去なかったからといって今からないということとはございませんので、この改正については適切に対処をしておかなければならないと思っております。2点目なんですけれど、今回の改正で審理委員による審理手続導入というのがございます。旧法では、審理手続を行う者についての明文がなかったため、審査庁から独立したものによる審査が保証されていなかった。そこで、今回、公正性の向上のために改正法では、審査請求について利害関係を有しない審理委員による審査手続を導入したとございます。これ簡単に言うと、今までは、例えば税金のことで何か不服申し立てをしたときに、その審理を行う人たちが審査庁のメンバーに税金の担当の人が入っていると、それでもよかったということを、今回はそういう利害関係のある人を除きましょうということだと思っておりますけれど、本町の場合、今回審理委員として、どういった方をメンバーとして想定しているのか。あるところによりますと、職員のほかにも、例えば弁護士さんとか税理士さんとか、そういった人たちを想定しているところもあるようにも思いますし、本町ではどういった構成を予定されているのか、それはどうでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

今考えておりますのは、処分を行ったところの課長を除くほかの課長職で審理をするということを用意しております。外部等の導入については、考えておりません。というのは、第三者機関で諮問機関を設けるということになりますので、そのところで公平公正な諮問に対する答申は行われるということを考えておりますので、審理については、先ほど申し上げたとおりの担当課長以外の課長でというふうに考えております。

以上です。

○3番（田川 浩君）

処分を行ったところの以外の課長で考えていると、外部導入は考えてないということですね。

3点目なんですけれど、その外部で、今出ました行政不服審査会、外部の第三者機関として設けるようになっていきますけど、これは地方においては共同設置、ほかのところと共同、また他団体に委託をすとか、その事件があったごとに、事件ごとに設置すとか、いろいろやり方があると思うんですけど、本町の場合はどういった形を想定されているのか、そこはどうでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

あとのほうの議案のところでは提案はいたしておりますが、方法として、先ほど議員が言われましたとおり、3つの方法があります。本町としましては、佐賀県が設置する第三者機関

に事務を委託するというふうに予定しております。県内の20市町のうち、19の市町が太良町と同じように県で設置する第三者機関に事務を委託するという予定というふうに聞いております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにはありませんか。

○2番（竹下泰信君）

この議案第2号の別紙のところの第3条に、手数料を納付する資力がないと認める場合につきましては、手数料を免除、減額してすることはできるということになっております。その中で、2,000円が限度というふうにありますけれども、この2,000円の根拠といたしますか、どういうことで2,000円になったんですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

国、県の基準に、その額に合わせております。

○6番（所賀 廣君）

今の第3条のところなんですけど、ざっと読んでみますと、交付を受ける者が経済的困難により前条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときはとありますが、この資力がないというのは、生活保護あたりを受けておられる人を指しているのか。

それと、ずっと後のほうに手数料を減額し、または免除することができるかとあります。この免除するときはどういったときなのか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

資力がないという解釈ですが、先ほど言われましたとおり、生活保護法の受給世帯とか、あるいは長期入院で収入等がなかったというような、そういったケースが考えられるのではないかと考えております。

免除といたしますのは、手数料の全額が2,000円以内であった場合は、全額、もう減額と同じ意味ですけど、もう無料にするというようなことというふうに考えております。

○6番（所賀 廣君）

この手数料ですが、次のページ、9ページ見てみますと、例えば複写機によりコピーで白黒で複写したものの交付1枚10円というふうにごう書いてあります。先ほどの2,000円は県のほうに従ったということなんですけど、単純に考えて1枚10円だと200枚です。この交付に当たっての、その書類というのが膨大な枚数なのか、時と場合によって違うかもわかりませんが、申請されるときはこれだけの書類が必要ですよというのは、かなりな量を示すものなんでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

審理手続の中において、提出された資料等のコピーというふうになりますので、ケース・バイ・ケースで、どういった資料がその審理手続の中に提出されたのかということによりま
すので、その量については、ちょっとここでいろいろとは言われないというふうに思ってお
ります。少ないときには、二、三枚のケースもあれば、100枚を超えるケースもあるとは考
えておりますけど。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第2号 太良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料
に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第3号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第3号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施
行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

この行政職給料表級別基準職務表というのを見てもみますと、6級、5級の欄で見てもみま
すと、例えば課長のことなんですが、6級においては、困難な業務を所掌する課長の職務、5
級においては、課長の職務とこういうふうに書いてあります。5級、6級の違い、それとこ
の困難な業務を所掌するというのはどういったことなのか、困難業務というのは。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

この級別基準職務表につきましては、国が示した基準に基づいて太良町のほうでこういう
分類をしておりますが、実際業務の内容によっていろいろな困難というのは捉え方があると
思います。現在、本町では課長に昇任したときは5級になります。一定年数を経過したとこ

ろで6級に昇格ということで運用をしております。実際、困難な業務がこういった業務が困難かと、いろいろなケースがありますので、運用はそういったことで経過年数で5級、6級の区別はしております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

そうしますと、ほとんど今もう6級の方なんでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

いえ、課長の全員がということですかね。

課長でも5級と6級とおります。

○6番（所賀 廣君）

同じ質問なんですけど、係長の場合、3級と4級とあります。これも、ある一定年数、勤続年数、勤務年数によって3級、4級が分かれるということ。係長の場合も、そういった判断をするわけですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

係長の3級、4級につきましても、係長に昇任してからの経過年数で4級にというふうに運用をしております。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第3号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（坂口久信君）

日程第4．議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

16ページに、異議の申し立てを審査請求に改め、同条第1項の30日以内を3カ月以内に変更……。

○議長（坂口久信君）

待永君。

○1番（待永るい子君）

済いません。

第3条の見出し中、異議の申し立てを審査請求に改め、同条第1項中、30日以内を3カ月以内というふうに変更になっておりますけど、3倍以上に伸びたというのはどういうことでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

行政不服審査法の全部改正によりまして、不服申し立て期間が3カ月に延長されたものに伴う改正であります。

○1番（待永るい子君）

単純にそれだけですか。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

この固定資産の評価委員会のメンバーですけれども、これについては、どういう内容になっているのか、またどういうことで委嘱されるのか、それについてお尋ねしたいというふうに思います。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

メンバーにつきましては、現在役場OBの方、3名を委任をさせていただいております。市町村によっては、いろいろメンバーはいろいろ、例えば不動産鑑定士とか、専門的な方を選定されているところもございますけれども、太良町におきましては、そういう形でOBの方を委嘱をいたしております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

委員の期間、それについてはいかがでしょうか。

○税務課長（大串君義君）

任期は2年となっております。来年の3月までの任期となっております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

委員会の開催時期、年間にどれくらいなされておるのか、それとその委員会で討議されている内容についても、そういう委嘱があるのかどうか、それについていかがでしょうか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

現在のところ、4月1日からの固定資産の縦覧開始の前ということで、3月末に委員会を開催をいたしております。特段いろんな審議する事項がない場合は、その1回だけということになっています。過去、私が知る限りでは、年に1回の開催ということになっております。

内容につきましては、あくまでも固定資産の価格についての審議というか、この価格で適当かどうかということをお審議いただくわけですので、土地、家屋、償却資産等の価格のこれまでの推移とか、現在の価格の推移、不動産鑑定士をお願いをしているときの価格の太良町、ほかの県内の過去の動向とか、そこら辺を説明をいたしまして、太良町の価格が適正かどうかということをお判断をさせていただいております。

以上です。

○8番（川下武則君）

この固定資産の委員会の一部を改正する、この改正をして、どういうところがメリットがあって、どういうのを大体主体にあれば。これ見たら、住所が居所になったりとか、文言だけが変わったような感じなんですけど。実際、もうちょっとわかりやすい説明があれば助かるんですけども。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

今回の改正についてのメインは、あくまでも行政不服審査法が全部改正になったことに伴って、これまで資料等のコピーを規定をされていなかったわけなんですけども、その手数料等の額等の規定とか、減免規定とかということで、行政不服審査法の全部改正に伴う改正が主で、あと先ほど申されました、住所のところを居所とか、そういうつけ加えとか、そこら辺はこれまでの条例の字句の見直し等ということで軽微な改正というふうに捉えております。

以上です。

○8番（川下武則君）

大体、今わかったんですけど、もしよければ次の議会のときでもいいんですけど、こういうのがあったときには、ここをこういうふうにすることによって、こういうふうになりますというふうに、ちょっと私頭の鈍か者やけん、ちょっと考えたときに、頭のこうごっちゃまぜになるもんやけん、そこら辺、簡潔にわかりやすくしてもらえれば助かります。

○税務課長（大串君義君）

内容等によりまして、説明をしたほうがいいのかという分については、今後説明をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（坂口久信君）

日程第6．議案第6号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第6号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（坂口久信君）

日程第7．議案第7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（坂口久信君）

日程第8．議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

25ページの別表第1を見てみますと、職務の号給というところで、ずっと見てみますと1号から125号まで、何か全然わからんとですけど、この号給とは、どういったものなんですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

この号給、給料表につきましては、国の基準に基づいております。1級から6級まで太良町では等級を採用しております。その等級について、1号からずっと、号によって給与の額が変わっていくということで、これはもう国、県の基準に基づいております。

○6番（所賀 廣君）

国の基準でしょうけど、125号までわかれとって、何かわかりやすく、我々がわかりやすいような説明というとなかですか。例えば、勤続何年の場合は、十何級になるよとか、何かそういった具体的な説明というのはできずに、ただ漠然と125号まであるとですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

採用された場合の初任給の格付が1級の何号と決まっております、それから1年たつことに、基本的には1年で4号上がっていくというふうな号給の制度になっております。

○6番（所賀 廣君）

そうしますと、大体こんな125号の中に、あちこち、要するに課長さんもおられれば、係長さんもおられます、職員さんもおられますが、この号給に値する人というのは、あちこちにおんしゃつと。この号給、例えばこの人は50号よとか、この人は1号よとか2号よとか、そういった、もうばらばら広範囲に皆さんがわかれとってということですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

年齢や採用からの経過年数によって、それはいろいろあります。それとか、昇任によっても変わってきますので。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第9号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第9号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第9号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第10号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第10号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

この条例によって、国民保険料が上がるんですか、下がるんですか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

国民健康保険税には、全然関係ございません。

以上です。

○8番（川下武則君）

済いません。もう一回いいですか。上がるとか、下がるとか、そういうんですか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

国保税は、全然上がったり、下がったりはありません。減免の分だけです。減免の分が、氏名と住所が変わりまして、それだけです。国保税の増額とか減額とかに対しては、全然関係ございません。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第10号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第11号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第11号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（平古場公子君）

太良町家庭保育事業等とは、どういうことか、説明をお願いします。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えいたします。

家庭的保育事業等とは何かということですが、これは、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

平古場君、マイクを上げてください。

○7番（平古場公子君）

保育士の必要要件が緩和されたということですが、この内容をお願いします。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

附則のほうの第6条の追加につきましては、保育所、それから認定こども園または家庭的保育事業等が不足をしているということで国が、緩和措置をするために、この条例で定められている保育士の数を当分の間、緩和をするということで、第6条におきましては、乳児についてはおおむね3人に1人と、保育士の数が3人に1人となっております。そして、この3人に1人に対して、また合計数1を加えた人数の保育士を置かなければいけないという規定になっておりましたけども、これは、最終的には保育士は1人以上でいいですよということで、当分の間は、その当分の間がどれぐらいなのかはちょっとわかりませんが、1人でいいということです。

それと、配置される保育士なんですけども、厳密には保育士を2人とか3人とかという決まりになっておりますが、保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者でもいいですよということに緩和をされております。

そして、第7条につきましても、保育士の算定の数の中には保育士じゃなくて幼稚園教諭、あるいは小学校教諭、または養護教諭の普通免許状を持っている者でも保育士としてみなすことができる、そういう規定でございます。

第8条につきましては、小規模のA型とか保育所型事業所内保育事業所についての保育士の数、これも数が決まっておりますけども、この数についても、ある程度の保育園の園児さんの数で何人という計算になりますけども、保育士と同等の知識または経験を有すると認める者を保育士とみなすことができるということの改正でございます。

それと、第9条は、保育士の数は3分の2以上置かなければならないということで、全部保育士じゃなくて3分の2以上置けばいいという改正でございます。

以上です。

○7番（平古場公子君）

これは、今、全国で問題になっている待機児童にかかわることだと思うんですけど、太良町ではこれに該当するんですか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

現在、太良町では、この家庭的保育事業等の保育所等はございません。

以上です。

○1番（待永るい子君）

保育士と同等の知識って言われましたけれども、考えようによっては1人ずつ違うと思う

んです。どの人が保育士と同じ知識を持っているか、持っていないか。だから、そういう意味で、きちんとした決まりというのはないんでしょうか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

国のほうから流れてきた資料によりますと、保育士資格を有しない一定の者については、質の確保を図るということで、保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、あるいは子育て支援委員研修を終了した者等になっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第11号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第12号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第12号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

今回、この融資をするということですがけれども、昨年の実施された内容とかをお尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

昨年においては、実施がございました。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

融資のあいはいは全然ゼロやったということですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

申しわけございません。昨年といいますと、26年度ということでお答えしたほうがよろしいのでしょうか。（「26年度です」と呼ぶ者あり）

26年度ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

済いません。先ほどゼロというようなことと言いましたけれども、26年度においては1件がございます。

○2番（竹下泰信君）

内容について伺ってよろしいですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

内容については、資金の分類がございますけれども、ノリ養殖資金ということでお借りになられております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

川下君、よかですか。

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第12号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

それじゃあ、審議の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第13号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第13号 太良町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

過疎地域自立促進計画ということで、案をもらっておりますけれど、その中で、23ページにありますけれど、電気通信施設の整備というところでインターネット通信網の強化ということが上げられております。より高速な光ファイバーによるインターネットサービスの整備を図るということで、新規にも新たな計画ということで、次年度ではございませんけど計画をされてると思いますけれど。

これ、今、光ファイバーが来てないところというのは本当にもう日本の中でもごく少数の町村なんです。はっきり言いまして、企業さんもこういう本町のような交通の便もよくない、しかし可能性があるとしたらやっぱりああいうソフトウェア産業ですとか、そういう物流を伴わない産業というのは、非常に可能性があるとは思っておるんですけど、いろいろな企業さんが来たいと思っても、太良町の現状はこうですよと、ADSLぐらいしかありませんよと言ったら来たくても来られないですよ、はっきり言って。人口減少云々、喫緊の課題としてありますけれど、こういう問題を整備していかないと、もう特に流入人口、これというのはなかなか解決できない問題だと私は思っております。

それで、大まかな計画のイメージだけでもいいんですけど、例えば今ケーブルテレビがございます。これの通信網を利用して広げていくつもりなのか、また一般企業さん、民間の企業さんのNTTさんですとか、そういうところと相談しながら、こういうブロードバンドを広げていくつもりなのか、どういった感じで広げていきたいと思っていच्छやるのか。それはいかがでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、光網の整備という部分につきましては、当然整備をしないといけない、そういった基盤整備を当然必要になってくるということで、この計画に掲げております。人口の多い市町につきましては、行政が負担をすることなく採算性がある地域については、事業者のほうで整備を進めておりますけれども、太良町の場合、なかなか採算性という面でこっちまでの、太良地区までの進出がないのが現状でございます。行政として負担金をお支払いしてでも、そういった光網を整備しないといけないというふうに認識をしております。

実際、どういった形でという質問でございますけれども、まだはっきりとした答えは出し切らないでおります。全域で一応ケーブルの整備をしている、投資をして整備をしたという過去の経緯もございますし、それも老朽化、整備して十数年たってきて老朽化して、また再整備といった費用負担もございますし、そういったいろいろなものを検討しながら、一応NTTさんとも協議はしておりますけれども、そこら辺、町として今後将来を考えた場合、どういった方向に持っていったらいいのかというところを、今現在研究を進めている現状でございます。

以上です。

○3番（田川 浩君）

こういったやり方もいいと思うんですよ。まず、あるエリアだけを先行して、町全部じゃなくて、先行してあるエリアだけを引いてしまうと。そして、そういった体制が整わないとやっぱりそういう企業さんも来れないですから、そういった一部先行型といいますか、特区型といいますか、そういったやり方もあると思うんですけど、そういった考えについてはどう思われるでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

そういった方法もあるかと思えます。一応、概算の概算で試算をしてもらった経緯もございませぬけれども、平たん部の一部の地域、大浦地区に整備した場合と全域でした場合というふうな試算も大まかな概算ですけれども、した経緯もございませぬけれども、全域が当然費用がかかるんですけれども、一部整備と全域をした場合、そうかわらないんです。ただ、こっちに光を持ってくるためには、その、済ませませぬ、専門用語がちょっとわからないので、中継局というか、そういった機器を整備せんといかんと。もう一部だろうが全域だろうがそういった部分の投資はせにやいかんとというふうなことで、そういったもろもろのとも検討はしているのが現状です。するならもう全域がいいんじゃないかというふうな、担当課としては話をしておりますけど、どうしても財源が伴いますので、単独事業ではできない事業ですので、この過疎計画に計上して、過疎債を活用できればという思いで計画に挙げている現状でございませぬ。

以上です。

○3番（田川 浩君）

この光ファイバー、ブロードバンドにつきましては、企業だけじゃなくても、特に若い方というのは、もう自分の生活に光があつて、もう当然だと、そういった方々ばかりです、日本全体を見ますと。じゃあ、太良町に住んでもいいけど、いや、ADSLしかなかとかと、そりゃちょっと住まれんばいというような方も、中にはいらっしゃると思うんです、やっぱり。そういった問題は一刻も早く解消されるように取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

今回、この過疎地域の自立促進計画ということで、大変すばらしくまとめてあるなというふうに思ってます。これと関連ですけども、地方創生の内容についても、非常によくまとめてあるというふうに思います。また、第4次計画についても、それぞれ各課でまとめられたということがありまして、非常によくまとめてあるなというふうに思っておりますけれども、やはりこのまとめられた内容が予算に活かしていく、28年度以降の予算運営に活かしていく

ことが、こういうことを実現できるんじゃないかなろうかというふうに思っております。

したがって、各担当の課長の皆さん、ぜひ職員の方を指導しながら、この計画書がスムーズにいくように、地方創生のほうもしかりですけども、計画書はすばらしいものだというふうに思っておりますので、それがぜひ生かされるような、ぜひ運営をお願いをしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

答弁は。

○2番（竹下泰信君）

町長よろしくお願ひします。

○町長（岩島正昭君）

そういうふうなことで、長期計画等々立てておりますけど、今までは検証というのを余り、全然ではあれですけど、突っ込んで検証はしてなかったもんだから、これは予算査定前とか、年に1回か2回なりとも検証をして研究順位等を決めて、せっかく皆さんからも、お褒めの言葉をいただいたもんだから、前向きに取り入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（末次利男君）

この自立促進計画というのを2ページに掲げてありますけれども、企業誘致などによる働く場の確保など決定打を打ち出せないまま人口減少がまだ続いておる現状であるということを書いてあります。ちなみに、今、5年間で1,000人ということですので、年間200人ということが減少をしているということ、人口動向に書いてありますけれども。

今ここに、過疎地域の自立促進計画の中で新規に計上した主な計画ということで、全協の説明を受けましたのが9つで上げられておりますが、もちろん先ほどもずっと議論があっておりますように、生活基盤、定住基盤というのは、総合的なものだというふうに考えますけれども、まずはやっぱり生活ができなければ定住は難しいという、基本的な考え方から、今、定住人口は残念ながら減少はやむを得ないという部分もあるし、この減少率をいかにせばめていくのを努力をしなければいけない時期に来ているんじゃないかなという感じがいたしますが。

一方、非常に交流人口というのはふえつつあります。町の特産品の207号線沿いには、非常にこの交流人口の拠点がいっぱい立ち並んでおりますが。一方、多良岳オレンジ道路が、この活かす会というのがありますけれども、どうしても今のところ、ここをまだ生かし切れていない。今、2つの事業ぐらいをされておるようですけども、なかなかそういう現状にないということで、オレンジロードという名称ですけども、ここをフルーツロードぐらい、なすぐらいに、やっぱり思い切った、太良町はどうしても1次産業が先導してきた町であり

まして、ここはまたこれを全く別な角度でまちづくりをやるというのもなかなか難しいわけですので、やっぱり若い人が元気に、そして付加価値を高めた農業をやっていく、そして観光的な要素をしないと、交流人口というのはふえていかないわけですので、そういったものをちょっと計画には、具体的には、関連はすると思えますけれども、具体的に上がっていないということがちょっとさみしいなという感じがいたしますが、担当、どのような思いでこの計画に参画されよったのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えをいたします。

今、多良岳オレンジ街道の有効活用というようなことで、御質問があったかと思えますけれども、これまでにおいて農地の集積、これにつきましては江岡地区と鹿島のほうの嘉瀬浦地区が行われております。そのほか、耕作放棄地を出さないというようなことで、中尾の棚田地区の保全というようなことで、保存会の設立とか、そういうことをされながら、また都市との交流等も含めてされているところでございます。また、皆様御存じかと思えますけれども、御手水地区の橋梁の横付近の耕作放棄地、ここには放牧をして、結構荒廃地が目立ったところなんですけれども、今は見てもいいようにシバザクラという花も植えて、今後においては、もっと多くの方が見に来ていただくというようなことを踏まえて取り組んでおるところでございます。

現状的にさまざまな問題点、多くあるかと思えますけれども、まずもって耕作放棄地の解消というのが一番のところではないかというようなことで考えております。一般質問の中にも、竹下議員の質問の中にも、新規就農者の減少とか、いろいろな問題等を質問がございましたけれども、まずもってその辺について強く地域のほうに出向いて、いろんな話を聞きながら、若き青年就農者というのを掘り起こしていくことが先決かなというようなことで思っております。

太良町のこの地で、やれる農業というのも、いま一度見直して、昭和30年代のミカンの一大産地が形成された、あのような勢いがないかもしれませんが、今後においてさまざまな取り組みをしていけば、太良町においても何らかいい作物、ブランド的な作物というのもできてくるんじゃないかというようなことで思っておりますので、オレンジ海道も含めて、その辺取り組んでいかなければならないというようなことで思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第13号 太良町過疎地域自立促進計画の策定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第14号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第14号 喰場辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

辺地度数について御説明をお願いします。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

辺地度数ということでございますけども、辺地の認定という中に条件がございます、その要件の中に、地域です、それぞれの辺地の地域の中心を含む5平方メートル以内の面積の区域の人口が50人以上というのが1つあります。かつ、当該地域についてのへんぴ度数といたるところがございます、これが100点以上にならないと辺地にならないというふうになっております。

もう少し具体的に申し上げますと、駅とかバス停とか、こういった公共機関、これとか、学校、高校とかの教育機関、それから医療機関とか、先ほども申し上げましたバス等の運行状況、これらをそれぞれの点数化をいたしまして、合計で100点以上になったときにそこが辺地と、こういったことになってまいります。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○8番（川下武則君）

この前も、ちょっと現場のほうも見に行かせてもらったんですけど、この喰場地区以外に100点以上の地区、辺地にかかわるところは、あと何カ所ぐらいありますか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

太良町内には、全部で6地区の辺地がございます。1つが矢筈地区、それから2つ目に中山地区、それから今回の喰場地区、それから中尾・大野地区、それから御手水・風配地区と

いった合計の6地区になっております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

先日、現地のほうに行ったときに、蕪田のほうから大野のほうに行く道もこうやって横断道といいますか、こういう横の横断道を整備すればもっとよくなるんじゃないかということも言われたんですけど、多分それが中尾地区かなと思うんですけど。今、こういう1カ所だけあれですけど、このほかの6カ所を今後計画といいますか、できるように申請をしたりとか、そういうことは建設課長はどうでしょうか、できますか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

今現在、この前、現場を見てもらった地区を平成30年まで計画をしとります。その間で、要望等をいただいて、そしてうちのほうで検証させていただきたいとは思っています。

以上です。

○8番（川下武則君）

なるべく早く、本当は人口が減ってしまう前に、どこに住んでも、太良町は道も整備されているからということで、オレンジ海道を利用していけば何とか、鹿島に行こうが、武雄に行こうが、佐賀のほうに行こうが、何とかすぐにスピーディーに行けるといいますか、若い人たちがそういうふうに感じてくれるように、なるべく早くこの、もしよければこの辺地対策のあれを活用してやっていただければと思うんですけど。町長にも、一言どういうふうを考えていらっしゃるかお聞きしたいんですけど。

○町長（岩島正昭君）

今の日本の生活につきましては、もう山間部も平たん部もないんです。道路のアクセスさえできればもう山から里まで5分という時代ですから。そういうようなことを考えれば、もう山間部については、辺地を大いに利用して、まず問題は土地ですから。用地ができないことには幾ら計画しても、計画倒れですから、私のほうとしては計画は、地元の皆さんの同意を得れば、どんどん予算の範囲内で計画をしていきたいなというふうに思っております。もう、どこもこも全部となればこれはもう辺地の審査がございますからね、ある程度の計画をためて年次計画で、これ何年から何年はどこだというようなことで計画をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○財政課長（西村正史君）

先ほど辺地の地区ということで御説明いたしましたけども、この辺地地区の内容につきましては、複数の字で構成されておりますので、先ほど申し上げましたそれぞれの地区になっているというわけではございません。複数の字が重なってその地域となっておりますので、

通常の行政区とはちょっと異なった範囲となります。

以上です。補足でございました。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第14号 喰場辺地に係る総合整備計画の変更について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第15号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第15号 行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託に係る協議についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

先ほども質問いたしましたけれど、本町、佐賀県が設置される機関への委託ということでしたね。佐賀県の10町が、そこに参加されるということだったと思うんですけど、これは審査会のメンバー、どういった方がいらっしゃるのでしょうか、県の機関の。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

県の設置する機関につきましては、まだちょっとこちらのほうでは、どういったメンバーということは、県のほうから聞いておりません。今から設置されるんじゃないかとは思っております。

○3番（田川 浩君）

そうしましたら、例えば常勤であるとか、非常勤であるとか、そういった事件があるごとに設置されるものかどうか、そういったのもまだわからないのでしょうか、そこら辺はどうでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

県が設置する機関につきましては、常設の機関になると考えております。この委託する経

費につきまして、経常的経費として市が年間3万円、町が1万2,000円と、年間の負担をす
るようになっておりますので、常設の機関となると考えております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

別紙のところ、委託事務の範囲ということで、第81条第1項の機関に関する事務をという
ことになってますけれども、具体的に事務というのはどういうものを指して言ってるんです
か。イメージ的にも結構ですけど。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

第81条第1項の機関に関する事務というとの内容ですか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

これは、行政不服審査法の第81条に、この権限に属された事項を処理するための機関を置
くということになっておりますので、具体的な事務というのはもうとにかく不服申し立てが
あった件に関する、諮問に対する調査、審議をするということでもありますので、具体的内容
とは、いろいろなケースが、行政不服申し立てがされると思っておりますので、いろいろた
くさんのケースがあると思います。

○2番（竹下泰信君）

そしたら、行政に対する不服が出てくるですよ。それに関する事務は、もう一切県のほ
うにお願いをするということによろしいんですか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

不服申し立てが行われた場合に、町のほうで審理を行います。審理をして、最終的には、
町長のほうが決定をいたしますので、その決定事項に対して第三者機関である県の設置する
機関に、その件に関しての諮問を行うということになります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第15号 行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託に係る協議について、
本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第16号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第16号 平成27年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

予算書16ページを見てみますと、町税の欄ですが、これ入湯税のところ今回補正がなさっております、50万1,000円。そのうち、現年課税が37万円とあと滞納繰越分として13万1,000円が計上されておりますが、これは、昨年の決算委員会のときに未収金で上がってきた分じゃないかというふうに推察するわけですが、そのときは、未収金として13万2,750円ということが書いてありました。今回、13万1,000円だというのは、その違いというのはどういったことなんでしょうか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

当初予算で科目設置の1,000円を計上をいたしておりました。ということで、議員おっしゃるとおり、13万2,750円入ってまいりましたので、1,000円と今回の補正13万1,000円、合わせて13万2,000円ということで予算を計上させていただいております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

59ページの教育費のところなんです、ここ節区分の13番、15番で委託料242万円の減、工事請負費1,100万円ですか、この2つがどういったことなのか、説明をお願いしたいと思います。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

委託料につきましては、補正で1,700万円をいただいております。その入札減による242万円の補正減でございます。工事請負費の1,100万円につきましては、全協の折も申し上げましたけど、のり面の改修をしないで済むような形でできましたので、その分について1,100万円の補正減をさせていただいているところでございます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

さっきのり面というふうに言われましたが、昨年でしたか、片山の南側ののり面を当初削るという予定だったということをお聞きしております。195.84平米ぐらいを、のり面を削り取るというのですが、結局その工事は一切発生しなかったということですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

その工事については、発生していないということでございます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

ただ、のり面を削るというだけじゃなくて、その辺の土砂災害といいますか、その辺の危険地域としての認識は、もう全然持たんでも安全性は十分、今後も恐らく災害等はないだろうというふうな前提、そういった検証も十分できてるということで、判断していいですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

設計の段階で、のり面の崩壊した場合とか、そういった距離、一定の距離をとらなければいけません。その分について、クリアできているということでございます。要するに、規模を縮小したことによって、そういった不要な工事というか、そういったことで経費節減にはできていると理解をしております。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

42ページの不妊治療についてお伺いしたいと思います。

不妊治療が、大体どれくらいの数があるのか。26年と27年、できたら教えていただきたいと思います。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えをします。

不妊治療ですけれども、26年度が1名の方がおりまして、助成金を20万円出してしております。27年度12月末現在ですけれども、2名の方の3件ありまして、46万5,530円を支出しております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

男性の方も27年度から始まったということですけど、男性の方はいらっしゃいましたでしょうか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えをします。

男性の方は、まだ一人も申請が上がっておりません。

以上です。

○1番（待永るい子君）

不妊治療は、大体何年間。今、問題になっているのが、やめどきというのは社会的に問題

になっています。高齢になったらなかなか成功率が低いということで、大体始める年代というか、大体30代後半から始まるということなんですけど、やめどきということを考えて、大体何年とか、そういう決め方はされてらっしゃいますか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えをします。

不妊治療ですけども、大体年齢制限はないんですけども、助成としまして、43歳になるまでとか、その辺はあるんですけども、何歳ぐらいまでかという基準とかで、わからないと思います。

以上です。

○8番（川下武則君）

40ページの児童福祉費の中で、誕生祝い金が340万円も余ってるというか、もっと子供が生まれるやろう、祝い金をすればという思いで予算をつけてあったと思うんですけど、この誕生祝い金をもう少し上げて、思い切って1人生まれたときには、30万円ぐらいとか思い切って上げて、何とか子供さんが生まれるごとやっていったらどうかと思うんですけど。そこら辺と、この340万円も余ったとやっけんが、思い切ってことしもまた含めて、誕生祝い金をすると思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

ただいま議員言われたように、当初予算では820万円ほど予算を計上いたしておりました。これは、この制度を始めるに当たってたくさん子供を産んでいただきたいと、そういうことも考えていたわけなんですけども、現在実績としては、若干少なくなりまして、今回340万円の補正減ということでお願いをいたしているところでございます。

ただいま言われました、この祝い金の額をふやすとかということでございますけども、まだこの制度も今始まったばかりでございますので、当分の間はこのままでいきたいと考えております。

以上です。

○8番（川下武則君）

先般、大浦中学校の卒業式に行ったんですけど、ほとんど3年生が39名卒業されたんですけど、大浦地区で、大浦地区で39名というのが、なかなか入学時も今40人以上ということがほとんどないもんやけん、もう少し子供さんが生まれやすいようにしたりとか、町を挙げて祝いするといいますか、そこら辺も含めてお考えになったらいかがかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

確かに子供の誕生が減ってまいりまして、これからも減っていくのが予測をされているんですけども、先ほど申し上げましたように、この制度につきましては、始めたばかりでございますので、将来的には金額を上げていくとか、そういうのは検討していく必要があるかと思っておりますけども、現在のところはこのままでいきたいと考えておるところでございます。

それと、またこのほかにも子育て支援のほうの予算のほうをたくさんいただいて使っておりますので、そういうとも含めて、また検討が必要であれば話をしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

これは、町長にぜひ頼みたいなと思うんですけど、定住促進のときもお願いしたんですけど、いろんな意味含めて、やっぱり子供を1人でも2人でも太良町にふやしていくのには、もう本当あの手この手を考えてやっていかにやいかんし、町長も本当頑張ってくれてんですけど。

実はある方から、10万円、20万円もろうたけんで、そげん子供ば簡単に産めるもんねという話も、実は聞いております。それ私もわからんことはなかとぼってん、だけど何か起爆剤になればという思いで町長もなされているんで、せっかくこうやってこう町を挙げてやるんだというところを、もうちょっと町民さんに理解してもらうような政策はいかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えをいたします。

出産祝い金の額の増額につきましては、予算を組んでから1年ですから、状況を見ながらやっていきたいというふうに思っておりますけど。51件、51人ぐらいの計画をして、予算を上げたわけですけども、実質的には35名さんが今お生まれになったということで、額を上げたから子が生まれるとは、比例するとは思わんですけど。4子、5子については、幾らかプラスアルファも考えていんじゃないかというふうに思っております。

まず、うちは、もう皆さんたちの同意を得ながら、子育て支援対策をどんどんやっておりますけども、町外からも太良町よかにやと、いろんな形で子育ての対策をしていただいと。ただ、住む家がないと。太良に来たかぼってんが、住宅がなかもんねというのが、あちらこちらからこうお話を聞いて、すぐもう、そういうふうな住宅があつて入られるなら、今でも来たかと言うと、るるこう、何件か私も耳に聞こえるもんですから。皆さんたちのお話をしましたとおりに、若者専用の住宅等々をつくれれば、早急にまたお願いしてつくれば、また町外から優先的に来てもらえるんじゃないかなというふうに思っております。

あとは、人選どうすつとかとなりますけども、私の考えでは、できれば町外からの方が優先で、入っていただければ、人口対策にもつながるんじゃないかというふうに思っておりますから。まず、環境整備も大事だなというふうに思っております。

以上です。

○7番（平古場公子君）

42ページの予防接種のことでお尋ねしますが、子宮頸がんの予防接種です。これ施設接種になると思いますけど、これは後遺症とか副作用とかで一時的に中止がなされましたけど、今、高校1年生の女子は、ほとんど8割が受けているということですけど、その下の子供たちは受けてないと思うんですけど、まだ国が、今とめている状態というか、そういう状態にまだなっているんですか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

子宮頸がんの予防ワクチンの接種ですけども、国のほうは、今のところ積極的な接種の勧奨は一時的に差し控えるということで、国のほうが言っております。

そして、もう一つ、中学生ですけども、26年度につきましてはゼロです。誰も受けておりません。

以上です。

○7番（平古場公子君）

今、去年あったんですか、任意でできるようになったということをお聞きしておりますけど、その後何名かこの町のほうでは受けられている方がおられますか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

25年度に13名の方が受けられておりますけども、26年度で1名で、27年度がゼロ人となっております。

以上です。

○7番（平古場公子君）

太良町では、そういう何か副作用があったとか、後遺症があったとかという届けは、今のところはないと言っていいですか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

平成24年度に1名の方が、軽度の発熱があるということで報告を受けております。その方は、今は別に、何も異常はないということです。

以上です。

○3番（田川 浩君）

30ページの4の企画財政管理費のところ、自治体情報セキュリティ強化対策事業委託料ということで、2,450万円ぐらい上がっております。これは、昨年12月に閣議決定されたと、セキュリティー関係の国の補正予算によるものだと説明を受けましたけれど、これはどういった背景があつて、こういったセキュリティーの強化ということが閣議決定をされたんですか。

ようか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

こういった背景かという質問だったと思いますけれども、年金情報の流出を初めとして、一般企業でも個人情報の流出といった問題が頻発している現状でございます。それを受けて、また今回マイナンバーというものも開始をされており、国のほうで抜本的な強化というふうなことで閣議決定をされたものだと理解をしております。

以上です。

○3番（田川 浩君）

年金の情報の流出とか企業の情報の流出とかもあったということで、そうなったということでしたけれど、これ、今回、説明によりますと、インターネット接続権分割とか説明を受けましたけれど、具体的には今までと、そのセキュリティー、システム上、こういった強化がされるのかというのはわかりますでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

現時点では、インターネット系ともう一つ公共団体の通信に使っておりますL GWANというものがございすけれども、この部分を完全に分離をするというふうなことで、国のほうから、しなさいというふうな基準が設けてありますので、その部分をインターネット系と公共団体の通信に使うL GWANを分離をするというのが、大体主な内容でございます。

以上です。

○3番（田川 浩君）

インターネットとL GWANの分離を確実にやっていくということでございましたけれど、そのシステム以外の方で、現在本町でそのセキュリティー対策についてやっていること、例えば、庁舎内で使った記憶媒体を、例えば庁舎外に持ち出さないとか、そういったルールというか、そういうのはございすでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

そういった部分について、今現在太良町のセキュリティーポリシーというものを策定を、もう間もなくでき上がる状況ですけれども、そういったところでその行政情報等の職員の取り扱い等について、責任者を定めてきちんとこういった取り扱いに徹底してくださいといった内容のセキュリティーポリシーを今策定中でございます。

以上です。

○3番（田川 浩君）

セキュリティーポリシーを作成中ということでした。早くできることを望みますけれど、

最後に聞きますけど、本町におきましては、そういった情報の漏れとか、そういうのは今のところなかったと解釈していいんでしょうか、どうでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

太良町の個人情報が入りに漏れたという報告は受けておりませんので、ないものと考えております。

○2番（竹下泰信君）

3点についてお尋ねしたいというふうに思います。

1点目が、40ページの子育て世帯の臨時特例給付金が、マイナス40万5,000円ほど補正になっております。この内容と、その給付の状況をお尋ねしたいというふうに思います。

もう一点が、37ページの老人福祉総務費の中の、19番で杵藤広域圏の組合負担金がマイナスの1,592万6,000円ぐらいになっております。この理由はどうなのかということです。

もう一点が、20ページの民生費国庫補助金の中に、年金生活者等支援臨時福祉給付金というのが4,138万6,000円ほど、これは補正になっております。プラスの補正です。これについてどういう性格の給付金なのかということ、以上3点をお尋ねしたいというふうに思います。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

まず、40ページですね、40ページの子育て世帯臨時特例給付金の40万5,000円の減でございますけども、当初予算では345万円の予算を計上いたしておりましたけども、実績で30万5,000円の支払い、給付となっておりますので、残の40万5,000円の補正減をいたしているところでございます。これは、児童手当の対象者に対して給付をされるものでございまして、この人数が減ったというのは、申請をされなかったということで。太良町で児童手当を支給している分には全てわかっておりますのでしてはるんですけども、別の公務員の方々はその自治体、役場だったら自治体ですけども、自治体とか県とか、国とかの人たちは自分たちで申請をするということになっておりますので、その辺が影響はしてるかと思っております。

次に、37ページの負担金補助及び交付金の杵藤広域圏組合負担金でございますけども、この1,592万6,000円の減につきましては、これは介護保険について、広域市町村圏組合で介護のほうを実施をいたしております。それで、介護を利用される方々の給付費だとか、その辺の予算でございまして、これは広域圏のほうで計上をされておまして、町のほうで補正減になったところでございますので、全体的には広域圏のほうで把握をされております。

それから、20ページの年金生活者等支援臨時福祉給付金でございますけども、これはごらんのとおり年金生活者の支援ということで、これは消費税増税にかかわる影響を緩和するために、一昨年から臨時給付金をずっと払っておりますけども、今回はこの一人頭単価が3万

円で、一応1,340人の、4,020万円の給付金と、それから事務費の118万6,000円と合わせまして4,138万6,000円の予算を計上いたしているところでございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

37ページの負担金が減った理由は、どういう理由で減ったんですか。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、介護者の給付費あたりの増減もございしますが、今回この広域圏の介護費の中に、低所得者の負担軽減とか、そういうのがあっておりました。それで、介護保険事務所が過大に予算を計上をいたして、1,200万円ぐらいで計上しとったものから、実際はもう一桁120万円ぐらいの経費でよかったということで、一番大きな要因は、その額の相違でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

竹下君、よかとかな。

○8番（川下武則君）

51ページなんですけど、土木費の定住促進のとは、ほとんど使われとらんとばってんが、さっきも町長の答弁にあったごと、なるべく町外の人をこっちに呼び込むという中で、委託料、工事請負費、1,000万円の減額、120万円の減額、なってんですけど、ここら辺はどういういきさつでこういうふうになったか、説明してもらいたいんですけど。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

委託料の120万円の減ですけれども、大浦地区亀ノ浦の用地に造成し、計画を持っております。町営住宅のような一戸建てアパート、そういった計画を持っておりましたけれども、1回現地視察をしていただいたときに、今、町の用地、町有地がございましてけれども、その上の部分も相談してはどうかというような意見をいただきまして、今現在地権者の方と交渉を行っております。それで、27年度につきましては、ちょっと造成も設計もできないような状況ですので、今回は減額させていただきまして、28年度当初に、新たにまた設計費、造成費を計上させていただいているような状況です。

以上です。

○8番（川下武則君）

今、交渉中ということですけど、交渉は今んところまいこといってますか、どうですか。

○建設課長（土井秀文君）

交渉につきましては、今向こうの返事待ち、またはこっちの返事待ちというようなことで、

今のところはまだ進捗状況はそういった、進んでおりますというような返事ができるような状況ではございません。

以上です。

○8番（川下武則君）

ぜひ、28年度には造成もできるように、大変でしょうけど、そこら辺、とにかく子供さんをふやすためにはもう、さっきも町長が言うたごと、環境整備が大事と思うんで、一日も早い交渉の決定をよろしく願いいたします。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

交渉につきましては、今議員言われますように28年度中にはということでございますので、交渉がうまくいかなかった場合にも、また上司のほうに相談して、今の現状の位置で進めていくのか、そこら辺は協議していきたい考えております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

27ページ、滞納処分費とありますけども、明細をお願いいたします。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

大浦地区のある物件を、滞納者の土地を差し押さえをいたしておりましたけども、平成26年度から公売ということで計画をして、そのときに立て看板をつくっております。立て看板をつくって、今年度、平成27年度に土地が売却ということになりましたので、その未納分の税額プラス、その立て看板の費用をその公売の費用から差し引いていただいたというようなことでございます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

そしたら、54ページですけど、18番です、備品購入、中学校高度情報教育用備品でありますけど、高度情報って具体的に何でしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

多良中学校に購入いたしました電子黒板の分の入札減でございます。

○1番（待永るい子君）

50ページですけど、15番です、のり面保護補修事業というのがありますけど、これはどこのどういう作業でしょうか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

波瀬ノ浦地区の旧国道になっております。現在、町道亀崎・破瀬ノ浦線ですか、その部分ののり面でございます。

○1番（待永るい子君）

この間から道路補修をお願いしてるんですけど、なかなか人が通るところじゃないと補修できないとか、そういういろいろ厳しいことを行政としては言われるんですけど、亀崎、破瀬ノ浦間、誰も通らないと思います。そういうところはするということで、何か特別な理由があるのでしょうか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

波瀬ノ浦の今現在やっておりますのり面につきましては、その下の部分にJR、国道が通っております。その部分が崩壊した部分については、JRも国道も通行どめというような形になりますので、あの部分はやっぱり補修していくような格好で考えております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

そしたら、現実にそういう崩壊があったから、JRから要請があったからというふうに考えていいのでしょうか。やっぱり、町民さんの目線からいくと、いろいろ財政の種類とか、補助金とか、行政側はあるかもしれませんが、何であそこの道はしてくれて、何でこっちの道はしてくれんととか、やっぱり町民さんの目線からしたらいろいろあるわけです。だから、しっかりした理由があったら、私たちも説明できますけど、だからJRからそういう要請があったのかどうか、その辺をお願いいたします。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

一部崩壊はあって、JRまで、国道まで落石はあっておりません。町道のところでとまっておりました部分が一部ありました。それは、昨年災害でお願いしたところですがけれども。JRとかそういったところからの要請はありませんけれども、実際旧国道側が災害等によって崩落した実績もありますので、そういった部分が大きくなる前には、やっぱり手だてを打っておかなくてはいけないかとは考えておりますので、こういった工事を進めております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第16号 平成27年度太良町一般会計補正予算（第6号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

審議の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第17号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第17号 平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

山林特別会計の6ページです。真ん中から下の段に、山林育成基金繰入金が1,300万円ほど減額になっておりますけれども、これは当初は2,800万円ほどなっておりますけど、この減額になった理由はなんでございましょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

減額になった理由ということですが、町の主伐事業を行わなかったというのが大きな要因となるところです。

以上です。

○3番（田川 浩君）

町の主伐事業を行わなかったということですが、山林は、昨今、材価の低迷ということで、なかなか木、主伐をしても利益が出ないという話になっておりますけれども、ある程度はその技術継承のためにされてると思いますけれども、今後、こういうことで毎年毎年基金を繰り入れているという状況があると思うんです。そういった中で、今後どういった方法で山林のほうを経営していくつもりなのかというのは、私も去年一般質問のときにいろいろ提案しましたが、例えば今は市場主流で、市場に流しているというのが主流ですが、ある程度そっちもしながら、相対で売っていくとか、個の取引です、そういったものを取り入れるとかしていけばいいんじゃないかという提案をしましたが、町としては、そこら辺のものはどういうふうに改善をしていくつもりなのかという方針だけでも聞かせい

ただけないでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

現在、材価が非常に安いことから、今回主伐を見送ったというようなことなんですけれども、大きく改善する見込みはなかなか難しいかと思えます。しかしながら、議員おっしゃるようないろんな手法をとって、収益につながるようなことを今後においては考えていくことが必要ではないかというようなことで思っておりますので、さまざまなところからいろいろな情報を引き出しながら、今後の経営という観点から改善していくように努めていきたいと思っております。

以上です。

○3番（田川 浩君）

それともう一つ、お聞きしたいんですけれども、昨今、山林の運営委員会があったと思えます。その折、例えば山のゾーニングの検討があったと思うんですけれども、私もちょっと山林運営委員会には属しておりませんので、そこら辺の大まかな話がわかれば、教えていただけますでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えをいたします。

大きくゾーニングの分類としまして、10個のゾーニングを提案しておるところでございます。1つ目は鳥獣特別保護区ゾーン、2つ目が健康の森ゾーン、3番目に多良岳200年の森ゾーン、4番目に古賀倉展示林ゾーン、5番目に官行・公団等分収造林ゾーン、それと6番目に混交林天然林化ゾーン、7番目に経済林ゾーン、8番目に竹林ゾーン、9番目にキノコ、山菜生産ゾーンというようなことで、先ほど10と言いましたけれども、以上9つ、9のゾーンに分類しているところです。

○3番（田川 浩君）

今、いろいろな鳥獣ですとか、健康の森、また200年の森、混交林の天然化とか、経済、竹林、いろいろなゾーニングに分けられております。こういったものをいろいろ発展して、これからも山林の運営に当たってもらいたいと思えます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○2番（竹下泰信君）

山林の7ページの歳出についてですけれども、経営費といたしまして、補正前の金額が1,443万5,000円ということになってまして、補正額がマイナスの1,306万円ということになってます。これは、9割ほどの補正になってますけれども、この町有林の主伐事業の委託料

がマイナスということになってますけれども、これについて何でこれだけ補正をされたのかというのをお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

1,306万円の減ですけれども、これについては町有林の主伐事業の実績がなかったということでの減でございます。

○2番（竹下泰信君）

なかったというのは、しなかったということですか、できなかったということですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

先ほど来、話の中で出てきておりますけれども、材価のほうが非常に低迷しておるといふようなことから、今主伐をしてもお金にはつなげれないというような状況の中で、ことし、今年度においてはしないほうが良いというような判断のもとに、主伐を行わなかったといふようなことでございます。

○8番（川下武則君）

同じく山林の7ページの多良岳200年の森の委託料の減額です。それで、それと学校教育課のほうにもちょっと聞きたいんですけど、せっかくこうやって200年の森をつくってきてるのに、子供たちの遠足時とか、そういうのに1年に1回、学年を決めて連れていって見せるとか、そういう試みといたしますか、そういうのはずっとやっていますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

多良岳200年の森の減額ですけれども、これについては、個々の内容がございまして、除伐、選木等の面積の減、また定点管理設置の点数の減、定点調査の増、通年管理業務に関しては一式といふようなことで、そういう個々の増減による最終的な積み上げ実績による減といふようなことになっております。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

小学校等での地元の山に親しむといふか、地元のそういった学習の場といたしますか、農林水産のほうより、年に1度は山学といふか、そういった成り立ちといたしますか、そういったところを含めて植樹の体験を多良小学校の5年生か、で年に1度ですけど、そういった体験の活動の場を設けていただいている実績はございます。ただ、全ての生徒が、大浦地区もございまして、そういった学習の環境の場にあるかと言いますと、現在は多良小学校のそういう学年の指定されたところだけ学習しているような状況でございます。

以上です。

○8番（川下武則君）

学校教育課においては、ぜひ大浦の子供たちもせっかくこうやって多良に200年の森を設置して、しとるけんが、できれば学習ができるように今後取り計らってもらいたいと思います。

それと、農林水産課長にお願いですけど、私も実は屋久島のほうに今、前も話したと思うんですけど、とにかく屋久島では2000年以上たった木じゃないと屋久杉と言わんぐらい、力を入れてるといったらおかしいですけど、せっかくこうやって200年の森を設定したらですよ、どこにもないような200年の森をつくっていただきたいと。佐賀県いっぱいはもとより、日本のあっちこっちから太良町の200年の森を見に来たと言うぐらいの整備をしてもらいたいんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

200年の森ということで、県、内外、非常に注目度が高く視察においでになられるケースも多くなってまいりました。注目度を浴びれば浴びるほど、それに答えなければいけないというふうな重圧もございますけれども、先ほど議員さんが言われましたように、将来につながるような森づくりの一つとして、森林組合等の御協力を仰ぎながら、一つの町の目玉というようなことで森林整備のほうに努めていきたいというように思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

もちろん人間もですけど、木も一緒だと思うんです。正しい育て方と言うたらおかしいですけど、200年育てるのにはどこをどういうふうにしたらよいかというのを、やっぱりきちっとしてせんと、今までは50年、60年たってから大体伐採して売りに出たというか、ほとんどがですよ、それを200年間育てるとなったら、育て方の基本が多分違うちゃなかかなと、私個人的に思うわけです。なるべく200年間大きくなるというよりも、育て切れる、そういうふうな部分を、今のうちからしっかりと習得してやっていかんばいかんじゃなかかなと。そのためには、ぜひ屋久島の屋久杉でも勉強しに行ったりとか、そうやってとにかく後に続く人たちに、しっかりとそれを受け継いでいけるような政策をせにゃいかんと思うんですけど、いかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

先ほど議員が言われたとおり、やはりいろんなところに大きな長伐期の植林の箇所があるかと思えます。1つは屋久島ということでは言われましたけれども、ほかにも全国的に見ればそういう何百年単位の生産をされているところも数多くあるかと思えますので、そういうところの施業の仕方とか、そういうのを参考にしながら今後においては、あと150年先を見据えた形で、200年までつくり上げることができるようなことで頑張っていきたいというようなことを思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第17号 平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第18号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第18号 平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第18号 平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第19号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第19号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第19号 平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第20号

○議長（坂口久信君）

日程第20. 議案第20号 平成27年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

先般、議員皆さんで現場のほうを見に行っただけですけど、消波ブロックがちょっと小さいのかなという、トン数的に小さいのかなという感じがしたんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えをいたします。

議員、今言われた分については、竹崎処理施設の横にあるものですね。あれは、消波ブロックそのものではございませんで、その折に御説明いたしました排水路の延長が必要だと。その基礎部分に被覆ブロックを敷かなきゃいけません。その分が、そこに置いといたものでございます。消波ブロックそのものは4トンブロックで、今、広江の町有地のほうに置いておるところでございます。

○8番（川下武則君）

前、実は台風17号、今から20年ちょっと前になるんですけど、17号、19号が来たときかなり動いたといいますか、あちこちの消波ブロックが散乱したりしたんですけど、それで柳川のほうとか、大牟田のほう行けば、ほとんどの海岸が6トンから8トンぐらいにトン数を上げられたんですけど。ぶっちゃけた話、台風の通過の場所にもよるとばってんが、17号、19号みたいなああいう大型が来れば4トンではちょっとどうかなという部分があるんですけど

ど。もう製作が終わっとるけんが、今さらという部分もあるんですけど。そこら辺は、いかなもんかなと思うんですけど。風速計算とか、いろんな計算をされて決められたと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、設計の段階でさまざまな計算をされまして、あそこにおいては4トンで大丈夫だろうというふうな確信のもとに作業を進めているところでございます。

○8番（川下武則君）

これは、町長にお願いなんですけど、今後は温暖化もあいして、台風も、一昨年も一緒ですけど、フィリピンのほうとか、大変風速70メートル、80メートルといいますか、そういうふうな大きい分が来るけん、今後こういうふうな消波ブロックとかをするときには、ワンランク上の構造物に切りかえたらいいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

まず、あそこの消波工の整備計画につきましては、当初は平型のブロック、平らなブロックで2トンブロックだったわけです。平らなもんだから、打ち返しの波で浮かって、もう全部海に流れたという経緯がございまして、その当時2トンブロック、隅のところの十字ブロックも2トンです。その後、一文字の波止をつくりましたよね。（「はい」と呼ぶ者あり）

沖合に。あれが、中に入ってくるし、波高というのはあれで消えとるもんだから、余裕を持って、本当は2トンから3トンぐらいでよかったでしょうけども、余裕を持って4トンという形でやっております。こっちの竹崎の城山とかありますから、北東風があそこに波が来るとが、もろに行くとかあそこでしょうけども、あそこは一文字で遮って、ある程度は今回も4トンも大丈夫だなということが1点。

もう一つは、もう莫大に過大設計というのは、国の事業ですから認められんもんだから、ある程度、3トンぐらいでよかったような計算上出た場合は、プラスアルファで1トンぐらいはまず補助対象で認めましょうという、そういうふうな事業採択基準がありますから、そこら辺を考慮して4トンでお願いしとるということです。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

6ページの歳入のところ、県の補助金が2,600万円ほど来ておりまして、これが補正額ということになってます。これについては、この補助金につきましては、単年度で支給されるのか、今後も支給されるのか、お尋ねしたいと思います。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

本事業につきましては、平成26年度から平成29年度までの事業を計画しております。補助金はそれぞれ単年度ごとに支給される予定でございますが、29年度までの事業でございます。

○2番（竹下泰信君）

年、当初にわかっておったら補正で組んで、もう年当初の予算で組んだほうがいんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

これにつきましては、事業計画に基づく事業申請を行いました段階で国の補助内示がございます。それで、27年度につきましては、1億円を見込んだ申請を行ってございましたけども、実質6割の補助しかつきませんでした。ただ、年度途中の変更もあり得るということで待ってございましたけども、結局はそのまま6割補助で終わってしまいましたので、今回の補正減という形をとらせていただきました。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第20号 平成27年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第21号

○議長（坂口久信君）

日程第21. 議案第21号 平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第21号 平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第22号

○議長（坂口久信君）

日程第22. 議案第22号 平成27年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

5ページなんですが、説明のとおり、140万円の減額補正というのが決算見込みによるものだというふうに説明されておりますが、この主な要因として何があるのでしょうか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

140万円の大半に当たりますのが、水道料金でございます。上水、簡水に限らずなんですが、現在人口減少等々に伴う給水量の減少が年々強まっております。それに伴う収益の見込み減ということでございます。

○6番（所賀 廣君）

補正前の額が約5,600万円ぐらい、2%強ぐらいあるわけですが、今後も恐らく減少で進んでいくというふうに思いますが、その辺の予算的なあれも含めて今後どういうふうに収入として考えていくのか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

28年度予算においても、当然同じような傾向は続いていくものというふうに判断するところでございます。これにつきましては、水道事業における事業費等々のこれからの推移等を状況を見ながら、近い時期に料金改定等も視野に入れながら将来に向けた事業の継続を図ってまいりたいというふうに考えます。

○6番（所賀 廣君）

給水人口の減少が一番大きいと思いますが、それプラス、本管の漏水、あるいは枝管もあるでしょうけど、そういった漏水あたりも何%かはあろうかと思いますが、その辺の対策、漏水対策は今後どのように考えておられます。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

現在、漏水対策につきましては、漏水調査に係る業務委託及び直営での漏水調査という2つの方法によって有収率の維持の向上に努めておるところでございます。今後におきましても、同様の手法によるやり方を続けてまいりたいというふうに考えております。

○1番（待永るい子君）

水道管のもうかえなくてはいけないという、老朽化というか、それは何%ぐらいあって、今どれくらい修理ができて、年々どれくらいの割合で補修というか、そういうのをされていくような計画でしょうか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えをいたします。

水道管につきましては、一定の改良というものが既に完了した状況でございます。今後、今もう耐用年数の来ている部分が出てまいっております。ただ、今、県道改良等の部分でそちらのほうの工事を優先させておりますので、それが終わりました段階で計画的に町内の配水管の更新について考えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○1番（待永るい子君）

いや、ちょっと具体的な数字として大体どれくらい老朽化でまだ残っている、改良が進んでいないという。年々くると思うんですけど。耐用年数は大体何年で、やっぱり計画的にしていけないと、ライフラインですので思ってお聞きしてますけど。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えをいたします。

一定の改良事業というものは、既に完了しております、今徐々に耐用年数、耐用年数そのものが40年でございますが、それが迫ったものがございます。それで、今申しましたように、県道改良等々の工事が済みました段階で、年間についてパーセントと申しますか、うちの予算規模で許す限り、1,000万円強になろうかと思っております、そのぐらいの計画で進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○8番（川下武則君）

実は、田古里のほうから竹崎ほうに向かって、ずっと水漏れがあるよってです。ようやく終わったような状態になったとばってん、そこからまた岩下のほうに行くところがまだ中途半端な状態であつとばってん、よくこれでもう終わりねということ聞かるとばってん、いや機会があれば聞くということで、こう今聞いてんですけど。田古里から岩下に行くところに50メートルぐらいは今剥ぎ取ってもらって、管の敷設をしてもらってばってん、まだ舗装工事等がまだ未完成といいますか、そういう部分もあるんですけど、あそこを長く漏れてたんですけど、何が原因であそこまでこう漏れてたか、またまだあの先もずっと補修す

るのかどうか、あそこら辺をお尋ねします。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

あの部分につきましては、牟田の水源地から岩下の配水池まで送水管が通っております。その送水管が今回ちょうど県道上で漏水をしていたと。あそこへ集水ます等がありましたものですから、なかなか発見が難しく、深さもありましたので、今回修理をさせていただきました。それと同時に、漏水の頻発地帯、今、中途半端とおっしゃいましたが、あの区間が頻発地帯でございましたので、後々は全体を改良する予定ではございますけれども、それに先だって漏水の危険を回避するためにあのスパンだけ先駆けて行わせていただいたと。舗装復旧については、今、発注済みでございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

川下君、議案外ですので。（「はい」と呼ぶ者あり）

質問やめてください。何かあったら直接。

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第22号 平成27年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第23号

○議長（坂口久信君）

日程第23. 議案第23号 平成27年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

これは提案書を見ますと、職員の異動及び1名の増員というふうに書かれて、180万円と175万円の増額ということになっておりますが、これは訪問看護の事業対象者といいま

すか、訪問看護ですからこう行って看護をされるわけでしょうけど、その対象者がふえたというふうに単純に考えてよろしいわけですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今現在、特段前年と比較してふえてるというわけではないです。今後ふえていく見込みがあろう、またそこに力を入れていきたい、在宅医療に力を入れていきたいということで、職員の指導も前もってやっていきたいといったところで1名増員をしている状況です。それと、病院事業のスタッフと訪問事業のスタッフを人事異動、そういったことをかけながら職員の教育もかけてますので、そういった面での異動、1名増ということになります。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

ふえたわけではないということですが、これ当初予算に上がってなくて、当然補正なわけですが、多分この訪問看護事業というのは、ふえていって当たり前というような感じがするわけですが、その辺の営業といいますか、在宅の方でしょうから、その辺、こう注目しながら、見ていきながら、太良病院でも一人でも多く訪問看護をしていこうという、そういったスケジュール、計画みたいなものはあります。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

細かいそういったスケジュールということはないんですけど、来年度からは訪問診療をふやすとか、それに追従して訪問看護もふやすという目標を立てていきたいとは思っているところです。そういったところで、やはり新人の職員がすぐ入ってできるような場所でもないわけですから、教育の面も含めまして1名の増員をしているということになります。

今後、需要としてはふえていくんだろうなというのは、数年前からずっと思っていることではあるんですが、実際問題そんなに急激にふえていないというのが現状なんです。そうはいっても、今後地域包括ケアシステムの構築であるとか、そういった面でそういったところに地域住民の皆さんの関心が向いてくると思いますので、そういったところがしっかりできていけば、在宅での治療及び訪問診療を受けたいという希望もふえてくるかと思しますので、そういったところも考えまして早目に職員の教育をかけているということでもあります。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

通所リハビリにしても訪問看護にしても、一番成績優秀といいますか、整形外科がかなりウエートを占めているわけですが、ある意味、太良病院の整形ほどの医療は額的にないにしても、ここあたり、訪問看護あるいは通所リハビリあたりも、結構収益的にはそう多くはなくてもなかなかいい営業をしておられると思いますので、その辺も視野に入れて来年度やっ

ていただきたいというふうに思いますが、事務長、再度。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

訪問看護の収益性というところからまずお話しします。

訪問看護、今、事業所、この地区でいったら鹿島に1軒、太良に1軒、採算性が非常に難しい業種ではあります。そういったところなんですけど、やはり今後の需要を見込んでしっかり計画的にやっていく必要があると思います。当院の場合の通所リハビリテーションの収益性が高いというのは、正職員を置いていないというところがあります。そういったところもありますんで、そこもですけど、今後人事異動をかけながら、職員全員がいろんな部署で勤務ができるような体制をしっかりとつくっていきたいと思ってますんで、そういった人事異動でこういった給与の補正をかけたりすることもあるかもしれませんが、今後はやはり訪問看護、通所、高齢者医療、介護というところにはしっかり目を向けて計画的に人員の異動または予算の配付をしていく必要があるとは思っています。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○8番（川下武則君）

5ページに給与が180万円、昇級に伴う分と増加分と書いてあるとばってん、前も話したと思うんですけど、できれば院長ほかお医者さんたちに少しずつでも給与を上げたりとか、今回私たちも少し上がるようになったとばってん、そういうふうな今後の見通しとして、医師の確保も含めた部分で、小児科の先生たちも来てくれとるけんが、この給与を少しずつ上げていくといいますか、そういうお考えはないですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

先生方の給与に関しては、新しい先生が来られて、手当みたいな部分で上乘せはしている状況です。それは以前からしております。一般のスタッフに関しては、ある程度の規定というのがありますので、その規定にのっとって支払いをしている状況です。それを今上げるという状況ではないと判断してます。というのが、一般のこの地域の民間の医療機関の給与の状況、佐賀県内の給与の状況、そういったものと見比べながら変動させていくべきだと思ってまして、今そういう各医療機関が給与の増をしているというような情報は全くありませんし、当院としても業績に変動させるような給与体系、少し変えてますんで、そこでしっかり業績が上がったのであればプラスをすると、そういった方針でやってますんで、今の状況ではそういった状況ではないということです。

○8番（川下武則君）

ぜひ、とにかく今大浦にしても、多良にしても、病院が少ない中、何とかこの太良病院が中核になって、動けるように医師確保がきちっとあるし、全体を見て、多分事務局がしてくれらると思うんですけど、とにかく早目早目にそういう対策をきちっとしてもらえれば助かります。

○議長（坂口久信君）

答弁要りますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

前もって、先を読みながら対策はとっていきたいと思っています。

それとつけ加えて、医師確保の件に対しても、予算としてきちっと上げていただいていますので、そこは有効に活用していきたいと思います。来年度から、一応1名内科の先生を増員するような計画で今進んでおりますので、御報告したいと思います。

以上です。

○1番（待永るい子君）

訪問看護については、ぜひ増員をお願いしたと思います、前回ですね。もう一つ、リハビリが物すごくふえてると思います。整形の膝の手術とかも多くて、その後のリハビリが大切だということで、すごくリハビリの数がふえているというふうに推察しておりますけど、リハビリの先生ですね、そういう方たちの確保というのは、どうかなと思って。余りにも少なかったら、患者さんが長い間待つという、そういうのが生じてきますので、その辺はどうなってますでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

リハビリのスタッフ、理学療法士、作業療法士、うちにいますけど。私が太良病院に赴任したときは3名、6年前です、3名でした。今は10名です。毎年毎年やはり先を見込み、整形の手術の数とか、そういったところを見込んでふやしていつている状況です。来年度も1名OTを今、つい先日採用の面接をしまして、1名ふやしたいと思っています。その増員の目的としては、訪問リハビリをやっていきたいと、そういった計画も立てているところです。今年度の9月から少しずつ訪問リハビリも訪問看護と一緒に始めました。1日当たりまだ数件なんですけど、そういったところの需要もありますので、今後その辺もふやしてはいきたいと思っています。

それと病院で1人当たりの1日、理学療法士ができる理学療法の単位数、1日20分を1単位としているんですけど、その1人当たり18単位までしかできないんです。20分の18だから、もうやっぱり7時間、8時間になってきますので、1日の単位数と決まっていますんで、患者さんの数とその数を考えて、それをオーバーするようであったらやはりふやしていくという

ふうには考えています。

○1番（待永るい子君）

そしたら、ぜひそっちの方向をよろしくお願ひしたいと思います。今後、やっぱり足腰の悪い高齢化の方がふえてくると思いますので、何とか寝たきりにならないような、そういう医療の一環をぜひ太良病院にも担っていただきたいと思って、よろしくお願ひいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

今後そういった方向でやっていきたいと思います。

もう一つつけ加えをさせてください。あと、今後、医療のリハビリというのがなかなか難しくなってきた高齢者、介護認定を受けている方とかは、介護保険の分野でやっていきたいと思いますという話が国の方針として出てきてます。よって、今後要支援になる前にリハビリをしっかりと、生き生きとした高齢者をしっかりと守っていくという意味でも、今後通所リハビリテーションの中での短時間のリハビリテーション、介護認定者とかの、要支援者とかですね、そういった方、医療ではもういいですよって、ある程度、病院の場合は治療ですので、そこが済んだら介護保険に移って、そこでリハビリを続けると、そういった体制もつくっていいこうと思っていますので、その辺で力を入れていきたいとは思っています。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第23号 平成27年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。

午後1時49分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩